

行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	離島航路補助金	事業開始年度	昭和27年度	作成責任者		
担当部局庁	海事局	担当課室	内航課	課長 蝦名 邦晴		
会計区分	一般会計	上位政策	地域公共交通の維持・活性化を推進する			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	離島航路整備法第3条	関係する計 画、通知等	離島航路補助金交付要綱(昭和41年5月12日)			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	この事業の法的根拠である「離島航路整備法」の目的規定にもあるように、離島航路事業に関する国の特別の助成措置により、ナショナルミニマムとして、離島住民や住民の生活必需品や出荷品を輸送する上で不可欠な交通手段である離島航路の維持・改善を図り、離島住民の生活の安定に資するため。 「海洋基本法」においても、国は、離島に関し、住民の生活基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものと規定されている。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	【離島航路補助(欠損補助)】 離島航路を運航した結果生ずる欠損について、実際の欠損額である「実績欠損額」と、全離島航路(補助対象外の経営の効率的な航路を含む)の平均値を基に算出した標準費率・標準単価及び各航路の輸送実績により算定される「標準欠損額」とを比較し、いずれか少ない方の額について補助を行う。 【離島航路構造改革補助】 離島の人口減少による輸送人員の減少等の結果欠損額が増加してきていることから、将来にわたる欠損額の増大を抑制するため、航路毎に離島航路事業者や国、関係地方公共団体のみならず財務会計や経営の専門家等を構成員とする「航路改善協議会」を設置し、経営診断をした上で、航路改善計画を策定し構造改革を行うこととしている。このため、航路改善計画の策定経費(10割)、同計画に基づき欠損額の増大抑制のために行う省エネ船への代替建造費や需要に合わせた小型船への代替建造費(1割)、破綻懸念航路(債務超過は全体の約6割)の公設民営化のための船舶買取費・代替建造費(最大3割)について補助を行う。					
実施状況	(平成21年度) 【離島航路補助(欠損補助)】 106航路(96事業者) 5,496百万円 【離島航路構造改革補助】 66事業者 1,805百万円 【航路改善計画の策定に係る経費 10百万円(4事業者)】 【経営健全化事業に係る経費 1,795百万円(62事業者)】					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	5,581	7,091	7,301	4,771	-
	執行額	5,571	7,081	7,301		
	執行率	99.8%	99.9%	100.0%		
総事業費(執行ベース)	-	-	-			
自己点検	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況	補助に当たっては、法律に基づき離島航路事業者に損益計算書等の関係書類を提出させ、各地方運輸局等職員の監査を行った後、本省で統一的にその適切性についてチェックしている。				
	見直しの 余地	平成21年度に離島航路構造改革補助を導入し、5年間を集中改革期間として、省エネ船や小型船への代替による費用削減、公設民営化による資本費抑制・航路破綻の回避に取り組み、欠損額の抑制に努めることとしたところである。引き続き構造改革の推進に努める。 (20年以上経過した事務事業の廃止を前提とする検証) 本事業は、厳しい経営環境下にある離島航路事業者に対し、その経営努力によってもなお生じる欠損について所要の補助を行うことにより離島航路の維持改善を図る事業であり、本事業を廃止した場合には航路の廃止等により島民の生活の足の確保が困難になりかねない現状を踏まえれば、引き続き事業を継続する必要がある。 その一方で、厳しい財政状況の下、限られた予算の中で事業を効率的に実施し、より効果的な成果を上げることが一層強く求められていることから、離島航路補助金としては廃止し、新規の地域公共交通確保維持改善事業(仮称)において、離島航路を含む公共交通の維持確保、利便性向上が効率的に図られるために必要な支援を総合的に行うこととする。				
化子 算チ チーム 監視 の・ 所効 見率	【抜本的改善】 離島住民や住民の生活必需品・出荷品を輸送する上で不可欠な交通手段である離島航路に対し補助を行う事は、離島航路の維持・改善、離島住民の生活の安定に資する観点から非常に大事な事業であるが、離島航路の維持やサービス改善を図るため、より効果的な施策となるよう制度の見直しを行うべき。					
補 記	1. 経営健全化事業は、現在就航している船舶の残存簿価相当分を前倒しで補助することにより、離島航路事業者の経営破綻、資金ショートを回避するための措置である。(平成21年度補正予算による平成21年度限りの措置) 2. 航路改善協議会の開催状況 平成21年度:15箇所 【予算科目】 060 地域公共交通維持・活性化推進費 95 地域公共交通の維持・活性化の推進に必要な経費 (21年度予算額) (21年度決算見込額) 95063 - 2405 - 16 離島航路補助金 7,301 百万円 7,301 百万円 ※平成21年度事業仕分け評価結果「見直しを行わない」(欠損補助、構造改革補助ともに存続)					

国土交通省  
7,301百万円

〔 離島航路を運航した結果生ずる欠損や構造改革について補助 〕

【補助金】

【補助金】

【補助金】

A. 一般旅客定期航路事業者  
(離島航路補助事業者)  
(96事業者)  
5,496百万円

B. 一般旅客定期航路事業者  
(離島航路補助事業者)  
(4事業者)  
10百万円

C. 一般旅客定期航路事業者  
(離島航路補助事業者)  
(62事業者)  
1,795百万円

〔 離島航路を運航 〕

〔 航路改善計画の策定 〕

〔 経営状況の回復のための取組み 〕

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロック  
 ごとに最大の金額  
 が支出されている者  
 について記載する。  
 使途と費目の双方  
 で実情が分かるよう  
 に記載)

A.奄美海運株			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
離島航路補助金	離島航路補助(欠損補助)	440			
計		440	計		0
B.蒲江交通(有)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
調査・実証 事業費	離島航路構造改革補助(航路再 編のためのコンサルへの調査請 負)	4			
計		4	計		0
C.野母商船株			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
離島航路補助金	離島航路構造改革補助(経営健全化事業)	184			
計		184	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

## 【別紙】

## A. 一般旅客定期航路事業者 (96社) 5,496百万円

No.	支出先	金額 (百万円)
1	奄美海運(株)	440
2	十島村	343
3	三島村	267
4	萩海運(有)	259
5	伊豆諸島開発(株)	184
6	羽幌沿海フェリー(株)	141
7	屋久島町	140
8	粟島汽船(株)	133
9	盛運汽船(株)	126
10	小豆島フェリー(株)	125

## B. 一般旅客定期航路事業者 (4社) 10百万円

No.	支出先	金額 (百万円)
1	蒲江交通(有)	4
2	尾道市	2
3	(有)木口汽船	2
4	豊浦汽船(株)	2
5		
6		
7		
8		
9		
10		

## C. 一般旅客定期航路事業者 (62社) 1,795百万円

No.	支出先	金額 (百万円)
1	野母商船(株)	184
2	萩海運(有)	112
3	渡嘉敷村	105
4	伊豆諸島開発(株)	99
5	粟島汽船(株)	86
6	甑島商船(株)	81
7	五島旅客船(株)	79
8	鳥羽市	61
9	(資)福山海運	61
10	長崎汽船(株)	47